

市民活動支援事業補助金の概要

補助制度の概要	
名 称	上野原市市民活動支援事業補助金
目 的	市民と行政による協働のまちづくりを進め、地域課題の解決や地域活性化、地域の人材づくりに繋げるため、市民が主体的に取り組む市民活動に対する支援を行う。
概 要	次の要件を満たした市民活動に対し、補助金を交付する。

補助金の交付要件	
補助対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ①公益的な活動を行っている、又は行おうとしている団体であること。 ②市内に主な活動場所を有し、構成員が5人以上であること。 ③構成員の過半数が市民であること。 ④政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としていないこと。
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ①「特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)」第2条第1項及び別表で規定する特定非営利活動のうち、地域課題の解決や地域活性化に資する事業 ※「特定非営利活動促進法」で規定する特定非営利活動とは、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの ②市内で実施するもの ③団体が自主的に行う活動であること ④補助金交付決定後に行い、令和7年2月28日までに終了すること
対象外事業	<ul style="list-style-type: none"> ①特定の個人や団体のみ利益や営利を目的とした事業 ②政治活動、宗教活動及び選挙活動に関わる事業 ③地域の祭りや特定の個人、団体のみ交流行事・親睦会等のイベント ④暴力団や暴力団員と関係するもの ⑤公序良俗に反するもの ⑥市長が適当でないと認める事業
対象経費	補助対象事業の実施に直接要する経費
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ①団体の経常的な活動経費 ②団体構成員に対する謝礼等の人件費 ③飲食費 ④他の補助金・交付金の対象となっている経費
補助額	次の①又は②の いずれか低い額 (ただし、予算の範囲内) ①補助対象経費の 8割の額 ②事業費総額から事業の実施に伴って生じる収入を差し引いた額
限度額	20万円 ※同一団体で同一事業については同一年度1回、計 3回まで
申請期間	令和6年4月1日(月)～4月19日(金)
その他	事業の決定及び補助金額は、ヒアリング等を実施して行う。